

亀山市告示第151号

次のとおり公印の廃止をしたので、亀山市公印規則（平成17年亀山市規則第7号）第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和7年8月1日

亀山市長 櫻井 義之

種類	名称	印影	使用範囲	廃止の日
職印	第一愛護園長 印	[略]	園長名の文書用及び 褒賞用	令和7年8月1日
職印	昼生保育園長 印	[略]	園長名の文書用及び 褒賞用	令和7年8月1日